

各 会 員 様

公益社団法人福島県歯科医師会  
会 長 海 野 仁



平成 3 1 年度日本歯科医師会会費免除申請について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本歯科医師会では、日本歯科医師会会費免除規程（別紙参照）に基づき、傷病により会費の納入がきわめて困難な会員の救済及び出産・育児で就業が制限された女性会員の経済的負担を一時的に軽減することを目的として日歯会費の免除を行っております。

つきましては、該当される会員の方がおられましたならば、本会へ「会費免除申請書」の用紙をご請求願います。

なお、会費免除の申請に際しましては、下記に記載の書類が必要となりますので、書類を揃えて、平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日（水）必着で本会宛てお送りくださるようお願いいたします。

#### 記

#### 《申請に必要な書類》

##### 1. 傷病により会費の納入がきわめて困難な会員の場合

①会費免除申請書

②診断書

③前年における控除前の総所得金額 3 0 0 万円未満を示す「所得・課税証明書」

※所得の内訳が分かる証明書を添付願います。

④印鑑登録証明書

⑤その他必要な書類として、日歯が指定するもの

##### 2. 出産・育児で就業が制限された女性会員の場合

①会費免除申請書

②乳児の戸籍抄本

③印鑑登録証明書

④その他必要な書類として、日歯が指定するもの

# 公益社団法人日本歯科医師会会費免除規程

(平成25年4月1日施行)

第1条 この規程は、次の各号を目的とする。

- 一 傷病により会費の納入がきわめて困難な会員の救済
- 二 出産・育児で就業が制限された女性会員の経済的負担の一時的軽減

第2条 前条各号のいずれかの理由に該当する会員は、その者の申請により理事会が適当と認めた場合、一年度分の会費を免除する。ただし、その者が、会費免除を審査する理事会開催日に生存、かつ本会に在籍していることを要する。

第3条 本規程に基づき免除する会費の年度は、理事会で決定する。ただし、同年度内における前期分及び後期分による一年度分とし、二か年度に亘ることはできない。

第4条 第1条第一号の理由に該当する者は、次の書類を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。ただし、日本歯科医師会直轄の準会員は本会に直接提出するものとする。

- 一 会費免除申請書
- 二 診断書
- 三 前年における控除前の総所得金額300万円未満を示す所得・課税証明書
- 四 所属都道府県歯科医師会会長及び所属郡市区歯科医師会会長の意見書、ただし、日本歯科医師会直轄の準会員は本人記載の理由書に代える
- 五 印鑑登録証明書
- 六 その他必要な書類として、本会が指定するもの

2 所属の都道府県歯科医師会は、前項の申請書類を、会員から申請がなされた年の9月1日から12月末日までに送付しなければならない。ただし、日本歯科医師会直轄の準会員は、申請しようとする年の9月1日から12月末日までに本会へ直接送付するものとする。

3 第1条第一号の理由による会費免除対象年度は、第1項第三号の所得・課税証明書に示された所得の年の4月以降の年度から翌々年度分までのいずれか一年度分とする。

4 第1項第三号の控除前の総所得金額300万円未満とは、次の各号の所得金額の合計金額が300万円未満とする。ただし、次の各号の所得のうち、マイナスとなった場合は0円と見做し、損益通算しない。

- 一 事業所得（営業所得）は、当該収入金額から必要経費を控除した金額とし、青色申告特別控除前の金額とする。
- 二 不動産所得は、当該収入金額から必要経費を控除した金額とし、青色申告特別控除前の金額とする。
- 三 利子所得は、当該収入金額とする。
- 四 配当所得は、当該収入金額とする。
- 五 給与所得は、当該収入金額とし、給与所得控除前の金額とする。
- 六 雑所得（公的年金等）のうち、公的年金は、当該収入金額とし公的年金等控除前の金額とする。公的年金以外の収入は、当該収入金額から必要経費を控除した金額とする。

- 七 譲渡所得は、当該収入金額から譲渡資産の取得費と譲渡費用を控除した金額とし、特別控除前の金額とする。ただし、当該収入金額から譲渡資産の取得費と譲渡費用を控除した金額がマイナスとなった場合は0円と見做し、損益通算しない。
  - 八 一時所得は、当該収入金額から収入を得るために支出した金額を控除した金額とし、50万円の特別控除前かつ1/2を乗じる前の金額とする。
  - 九 退職所得は、当該収入金額とする。
  - 十 山林所得は、山林収入金額から必要経費を控除した金額とし、山林所得の特別控除前の金額とする。
- 5 第1項第三号の控除前の総所得金額300万円未満の算定にあたり、純損失又は雑損失があっても当該損失の繰越控除前の金額とする。

第5条 第1条第二号の理由に該当する女性会員は、次の書類を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。ただし、日本歯科医師会直轄の準会員は本会に直接提出するものとする。

- 一 会費免除申請書
  - 二 乳児の戸籍抄本
  - 三 所属都道府県歯科医師会会長及び所属郡市区歯科医師会会長の意見書、ただし、日本歯科医師会直轄の準会員は本人記載の理由書に代える
  - 四 印鑑登録証明書
  - 五 その他必要な書類として、本会が指定するもの
- 2 所属の都道府県歯科医師会は、前項の申請書類を、会員から申請がなされた年の9月1日から12月末日までに送付しなければならない。ただし、日本歯科医師会直轄の準会員は、申請しようとする年の9月1日から12月末日までに本会へ直接送付するものとする。
- 3 第1条第二号の理由による申請期限は、第1項第二号の戸籍抄本に記載された乳児が1歳の誕生日を迎える年の12月末日までとする。

第6条 本会は審査のうえ会費免除の適用者を決定したときは、所属の都道府県歯科医師会を経て本人に通知する。ただし、日本歯科医師会直轄の準会員は本会より直接通知するものとする。

第7条 会費免除の適用は、第4条第1項第三号に規定する所得・課税証明書に対し一年度分限り、第5条第1項第二号に規定する抄本に記載された一乳児（ただし、双子以上の場合も一乳児とする）に対し一年度分限りとする。

- 2 第1条第一号及び第二号による会費免除の事由が同年内に発生した場合は、原則会費免除の適用はいずれかの事由により一年度分限りとする。
- 3 第1条第一号による会費免除の事由が二年度分以上続く場合は、一年度分毎に会費免除申請を行うものとする。

第8条 疑義を生じた場合は、別途理事会において協議する。